

平成 18 年度第 4 回兵庫県都市計画審議会の開催結果について

平成 19 年 3 月 28 日（水）に開催しました都市計画審議会の開催結果は、下記のとおりです。

記

1. 日 時 平成 19 年 3 月 28 日（水） 14:00～15:30
2. 場 所 兵庫県農業共済会館（神戸市中央区）
3. 議事要旨

第 1 号議案：阪神間都市計画区域区分の変更

【議案の説明】

本都市計画区域は、昭和 45 年に区域区分（市街化区域及び市街化調整区域の区分）を設定し、その後昭和 55 年、昭和 60 年、平成 3 年、平成 10 年及び平成 16 年に区域区分の一斉見直しを行った。また、その間、計画的な市街地整備の実施の見通しが明らかになった場合には、随時区域区分の見直しを行ってきた。

尼崎市東海岸町地先は、計画的な市街地整備が確実に認められる時点で随時市街化区域へ編入することを目的とし、平成 16 年の一斉見直しで特定保留区域に位置付けていた。このたび、この区域の事業計画が具体化し、市街地整備の実施の見通しが確実にとなったため、市街化調整区域から市街化区域に変更し、計画的な市街化を図るため区域区分を変更する。

[概 要]

- ・ 区域区分
市街化調整区域 市街化区域 約 3.6ha
整備手法：公有水面埋立事業
- ・ 用途地域：指定なし 工業専用地域（200/60）

【主な意見等】

委員から、交通量の増加に対する工夫等について質問があり、車の台数を増やさない努力を進めるようにとの意見があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

第 2 号議案：阪神間都市計画用途地域の変更

【議案の説明】

用途地域見直しについては、昭和 48 年に当初指定した後、昭和 57 年、昭和 63 年、平成 7 年及び平成 12 年と計 4 回の全体見直しを行っている。今回、以下の視点より 5 回目の全体見直しを実施し、土地利用の動向及び都市施設整備の進捗等を踏まえ、良好な市街地形成と都市の健全かつ合理的な土地利用の実現を推進するため、用途地域を変更する。

見直しの視点

上位計画に示される将来の目指すべき都市像の実現を図る。

「まちづくり基本方針」の理念を反映した、安全、安心で、魅力あるまちづくりを支援する。

地区レベルにおける計画的な土地利用の実現を目指す。

用途地域を補完する地域地区や地区計画等の都市計画制度の積極的な活用を図る。

[概要]

- (1) 用途地域及び参考案件の変更地区
別紙変更地区一覧表(3、4ページ)のとおり
- (2) 変更面積

()内：容積率%/建ぺい率% A：外壁後退1.0m

種 類	建ぺい率 容積率等	面積	
		変更前	変更後
第1種低層住居専用地域	(80/40)A	約 286ha	約 311ha
	(80/50)A	約 1,177ha	約 1,179ha
	(100/40)A	約 559ha	約 561ha
	(100/50)A	約 2,747ha	約 2,759ha
第1種中高層住居専用地域	(150/60)	約 827ha	約 825ha
	(200/60)	約 4,494ha	約 4,497ha
第2種中高層住居専用地域	(100/50)	約 5.8ha	約 5.6ha
	(200/60)	約 1,288ha	約 1,291ha
第1種住居専用地域	(100/50)	約 -ha	約 1.0ha
	(200/60)	約 2,379ha	約 2,360ha
	(200/80)	約 -ha	約 4.0ha
	(300/60)	約 16ha	約 9.0ha
	(400/60)	約 -ha	約 7.0ha
第2種住居専用地域	(100/50)	約 -ha	約 18ha
	(200/60)	約 964ha	約 945ha
近隣商業地域	(200/60)	約 -ha	約 3.0ha
	(200/80)	約 198ha	約 197ha
	(300/80)	約 529ha	約 531ha
商業地域	(300/80)	約 -ha	約 10ha
準工業地域	(200/60)	約 1,883ha	約 1,904ha
工業地域	(200/60)	約 943ha	約 895ha
工業専用地域	(200/60)	約 913ha	約 917ha

【主な意見等】

委員から、西宮市高松町地区における大規模集客施設立地後の交通渋滞への対応について質問があり、渋滞問題が懸念されることからこの地区の変更のみ反対するとの意見があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

〔参考案件〕

- 2-1 特別用途地区の変更(西宮市、宝塚市)
- 2-2 高度地区の変更(三田市、芦屋市、西宮市、尼崎市、宝塚市)
- 2-3 防火地域及び準防火地域の変更(芦屋市、西宮市、尼崎市)
- 2-4 地区計画の決定又は変更(芦屋市、宝塚市)

変更理由

- ・事業の進捗 : 事業の進捗に伴うもの
- ・地区レベル : 地区レベルの土地利用計画の明確化
- ・整備状況との整合 : 都市基盤の整備状況との整合
- ・整備状況の変化 : 都市基盤の整備状況の変化

阪神間都市計画用途地域変更一覧表(印は用途地域変更に伴う市決定の参考案件)

市名	地区番号	地区名	変更前	変更後	面積(ha)	変更理由	高度地区	防火・準防火	特別用途地区	地区計画
三田市	A-1	友が丘	1住居(200/60)	1住居(100/50)	約0.8	地区レベル				
	A-2	すずかけ台3丁目	2住居(200/60)	近商(200/60)	約2.6	土地利用の変化				
	a-3	ゆりのき台5丁目	1中高(150/60)	1低専(100/50)	約0.2	境界調整				
芦屋市	B-1	南芦屋浜	1住居(200/60)	1低専(80/40) 1中高(200/60) 近商(200/80)	約33	事業の進捗				
	B-2	高浜	近商(200/80)	1低専(80/40)	約4.6	地区レベル				
	B-3	潮見町西	1住居(200/60)	1低専(100/50)	約1.5	地区レベル				
	B-4	潮見町サブセンター	2中高(100/50)	1低専(80/40)	約0.2	地区レベル				
西宮市	C-1	仁川百合野町	2住居(200/60)	2住居(100/50)	約18	整備状況との整合				
	C-2	柏堂町	1中高(200/60)	1低専(100/40)	約2.2	土地利用の変化				
	C-3	六軒町他	近商(200/80)	1住居(200/60) 1住居(200/80)	約1.9	土地利用の変化				
	C-4	芦原町他	工業(200/60)	2住居(200/60)	約1.4	土地利用の変化				
	C-5	今津出在家町	工業(200/60)	準工(200/60)	約8.0	土地利用の変化				
	C-6	小松南町1丁目	近商(200/80)	1住居(200/80)	約3.5	土地利用の変化				
	C-7	武庫川町	1住居(300/60)	1住居(400/60)	約7.1	災害に強いまちづくり				
	C-8	高松町	2中高(200/60)	近商(300/80)	約1.2	地区レベル				
	c-9	大社町	1住居(200/60)	1中高(200/60)	約0.0	境界調整				
	c-10	段上町6丁目	1中高(200/60)	1中高(150/60)	約0.1	境界調整				
尼崎市	D-1	東海岸町	指定なし(-/-)	工専(200/60)	約3.6	事業の進捗				
	D-2	口田中2丁目他	2住居(200/60)	1中高(200/60)	約4.2	土地利用の変化				
	D-3	長洲東通3丁目	準工(200/60)	1住居(200/60)	約1.0	土地利用の変化				

市名	地区番号	地区名	変更前	変更後	面積 (ha)	変更理由	高度 地区	防火・ 準防火	特別用途 地区	地区 計画
尼崎市	D-4	塚口本町3丁目	工業(200/60)	1中高(200/60)	約0.3	土地利用の変化				
	D-5	長洲中通2丁目	準工(200/60)	1住居(200/60)	約3.9	土地利用の変化				
	D-6	東塚口町1丁目	工業(200/60)	1住居(200/60)	約4.7	土地利用の変化				
	D-7	塚口本町7丁目	工業(200/60)	準工(200/60)	約4.8	土地利用の変化				
	D-8	猪名寺2丁目	工業(200/60)	準工(200/60)	約1.3	土地利用の変化				
	D-9	東難波町4丁目他	工業(200/60)	準工(200/60)	約4.7	土地利用の変化				
	d-10	道意町6丁目	準住居(200/60) 1住居(200/60)	1住居(200/60) 準住居(200/60)	約0.0	境界調整				
伊丹市	E-1	昆陽南沿道	1中高(200/60)	2中高(200/60)	約4.0	整備状況の変化				
	E-2	藤ノ木	工業(200/60)	商業(300/80)	約10	地区レベル				
	e-3	千僧5	1中高(200/60)	2中高(200/60)	約0.0	境界調整				
宝塚市	F-1	社町	1中高(200/60)	1低専(100/50)	約5.9	地区レベル				
	F-2	新明和町	工業(200/60)	準工(200/60)	約9.6	土地利用の変化				
	F-3	高司5丁目	工業(200/60)	1住居(200/60)	約2.0	地区レベル				
	F-4	末広町	1中高(200/60)	2住居(200/60)	約5.2	土地利用の変化				
	F-5	高松町	準工(200/60)	1中高(200/60)	約0.6	地区レベル				
	F-6	山手台東1丁目	1中高(150/60)	1低専(100/50)	約0.2	地区レベル				
	F-7	中山桜台1丁目	1住居(200/60) 近商(200/80)	1低専(100/50)	約1.5	地区レベル				
	F-8	武庫山2丁目	1中高(200/60)	1低専(100/50)	約2.4	地区レベル				
	F-9	小林3丁目・伊子志 3丁目	1中高(200/60)	1住居(200/60)	約3.5	整備状況の変化				
	F-10	安倉西2丁目	準工(200/60)	1住居(200/60) 2住居(200/60)	約1.3	土地利用の変化				
	f-11	小浜2丁目、安倉中 1丁目	2住居(200/60)	1住居(200/60)	約0.0	境界調整				
川西市	G-1	南野坂1丁目	1中高(150/60)	1低専(80/50)	約2.2	地区レベル				
	g-2	南野坂1丁目	1低専(80/50)	1中高(150/60)	約0.0	境界調整				
	g-3	多田桜木1丁目	近商(300/80)	2住居(200/60)	約0.0	境界調整				

第3号議案：東播都市計画道路の変更（1.4.1号東播磨南北道路の変更）

【議案の説明】

東播磨南北道路は、国道2号加古川バイパス等と一体となって広域交通を処理し、交通の円滑化、安全性の向上、地域間交流の促進を図るための自動車専用道路として、平成12年に都市計画決定されている。

このたび、本路線沿道の神野町神野地区において、東播磨地域唯一の3次救急医療機能を有する県立病院が計画されたことを踏まえ、救急搬送をはじめとする当施設への広域アクセス性の向上に資するとともに、周辺の円滑な交通処理を図るため、同地区に南方面に対応する出入口を追加する。

また、地質調査等の現地精査を行った結果、法面構造に変更が生じたことから、一部区域を変更する。

【概要】

1.4.1号 東播磨南北道路 幅員20m（4車線） 延長 約7,680m
（出入口の追加、一部区域の変更）

【採決の結果】

原案どおり可決

第4号議案：東播都市計画道路の変更（3.4.25号伊保曾根停車場線ほか1路線の変更）

【議案の説明】

伊保曾根停車場線は、高砂市西部に位置し、臨海部の梅井5丁目を起点とし、同市曾根町字内新田に至る南北方向の幹線街路として、昭和30年に都市計画決定されている。

本路線は、高砂市西部臨海部と播磨中央幹線（国道250号、国道2号バイパス）との連絡を図るために計画されたが、その後、隣接して県道明石高砂線、市道松陽幹線道路及び臨港道路曾根臨港線が整備されたことに伴い、関連交通は円滑に処理されている。

このような状況を踏まえ、起点から浜幹線までの約2,170mの未整備区間について必要性を検証した結果、この区間に求められていた幹線道路としての機能は周辺道路により確保されていることから、本区間を廃止し起点を浜幹線との交差点に変更するとともに、名称を天川線に変更する。

中浜阿弥陀線は、高砂市西部に位置し、梅井3丁目を起点とし、同市松陽2丁目に至る南北方向の幹線街路として、昭和30年に都市計画決定されている。

本路線は、高須松村線と国道線（国道2号）及び播磨中央幹線（国道250号）との連絡を図るために計画されたが、その後、隣接して市道松陽幹線道路が整備されたことに伴い、関連交通は円滑に処理されている。

このような状況を踏まえ、起点から約290mの未整備区間について必要性を検証した結果、この区間に求められていた幹線道路としての機能は、市道松陽幹線道路により確保されていることから本区間を廃止するとともに、その代替として、整備済の市道松陽幹線道路の一部を本

路線に編入し、起点位置及び線形を変更する。

[概 要]

3.6.25号 天川線 幅員 11m (2車線) 延長 約 830m
(起点の変更、延長 2,170mの削減、名称変更、幅員変更)

3.5.266号 中浜阿弥陀線 幅員 12m (2車線) 延長 約 3,360m
(起点の変更、延長 110mの追加、一部線形及び一部区域の変更)

【採決の結果】

原案どおり可決

第5号議案：浜坂都市計画道路の変更(3.5.190号浜坂駅港湾線の変更)

【議案の説明】

浜坂駅港湾線は、JR浜坂駅を起点とし、浜坂漁港に至る延長約 1,140mの幹線街路として、昭和 25 年に都市計画決定されている。

このうち、JR浜坂駅から宮谷川までの区間において、沿道の既成市街地の状況や土地利用を考慮し、現況道路の形状を生かして道路の線形を変更するとともに、JR踏切付近、芦屋線及び浜坂西線の交差点部について、円滑な交通処理を行うため、付加車線を設置する。

[概 要]

3.5.190号 浜坂駅港湾線 幅員 15m (2車線) 延長 約 1,140m
(一部線形の変更、一部区域の変更)

【主な意見等】

委員から、都市計画決定後、事業が遅れている理由について質問があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

第6号議案：香住都市計画道路の変更(3.4.3号境香住線ほか1路線の変更)

【議案の説明】

境線は、境香住線を起点とし、香住一日市線に至る延長約 520mの幹線街路として、昭和 62 年に都市計画決定されている。

本路線は、市街地における円滑な交通処理を図るため計画されたが、その後、海岸沿いに東浜東部臨港道路及び香住港湾線が整備されたことに加え境香住線が整備されたことに伴い、関連交通は円滑に処理されている。

このような状況を踏まえ、本路線の必要性を検証した結果、本路線に求められていた幹線道路としての機能は周辺道路により確保されていることから本路線を廃止する。

境香住線は、香住区境を起点とし、香住村岡線に至る延長約 2,570mの幹線街路で、昭和 62 年に、市街地を迂回する主要幹線として都市計画決定されている。

このたび、境線の廃止に伴い、境線との交差点部分において一部区域を変更するとともに、町道山手若松線との交差点部において、円滑な交通処理を図るため付加車線を設置する。また、トンネル部分の構造形式を地下式と定める。

[概 要]

- 3 . 4 . 3 号 境香住線 幅員 16m (2 車線) 延長 約 2,570m
(一部区域の変更、一部構造形式の変更)
- 3 . 5 . 2 号 境線 幅員 12m (2 車線) 延長 約 520m (廃止)

【採決の結果】

原案どおり可決

第 7 号議案：ごみ処理場（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について

【議案の説明】

当該施設については、建築基準法第 51 条ただし書の規定により、特定行政庁である明石市が、都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可することが必要である。

敷地の位置は、山陽電気鉄道東二見駅から南西へ約 2.3 k m に位置しており、二見臨海工業団地内にある。用途地域は工業専用地域である。

本案件は、資源のさらなる有効利用を図るために、汚泥、廃油、廃酸などの中間処理施設を増設するものである。

[概 要]

位 置	: 明石市二見町南二見 21 番 5 他		
面 積	: 約 12,000 m ²		
処理施設及び処理能力	汚泥の脱水施設	60 m ³ / 日	
	汚泥の乾燥施設	30 m ³ / 日	
	廃油の油水分離施設	120 m ³ / 日	
	廃酸又は廃アルカリの中和施設	180 m ³ / 日	

【主な意見等】

委員から、産業廃棄物の搬入・搬出ルートについて質問があり、搬入・搬出にも困らないよう道路改修を進めるよう意見があった。

【採決の結果】

原案どおり可決

.....
4 . お問い合わせ先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
都市行政係 078 - 362 - 3587

この審議会の会議資料は、兵庫県県民情報センターにおいて閲覧することができるほか、議事録(全文)についても、5月下旬頃には同センターにおいて閲覧する予定です。